交付の対象事業	事業内容	研究類型
1　政策科学総合研究事業	人文・社会科学系を中心とした人口・少子化問題、社会保障全般及び厚生労働統計に関する研究の推進、社会保障を中心とした厚生労働行政施策の企画立案及び効率的な推進、統計・情報の整備及び利用の総合的な推進、情報通信技術を用いた医療情報の臨床研究等への活用の推進、人工知能の医療への応用、保健医療分野の倫理的・法的・社会的課題の解決並びに先端的な医療技術等の適切な振興及び規制等に関する政策の策定等に資することを目的とする研究事業	一般公募型 指定型 戦略型 若手育成型
（略）	（略）	（略）

2～17　（略）

（研究報告書の公表）

第18条　厚生労働大臣は、第16条第２項の研究報告書又は同条第３項の総合研究報告書を公表するものとする。

（削る）

○厚生労働省告示第百八十七号

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第百三十四条の三（これらの規定を船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第百五十九条の三及び国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）第十五条の二において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和八年度における健康保険法施行規則第百三十四条の三等の規定に基づき厚生労働大臣が定める出産育児交付算定率を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年四月八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

令和八年度における健康保険法施行規則第百三十四条の三等の規定に基づき厚生労働大臣が定める出産育児交付算定率

健康保険法施行規則第百三十四条の三（これらの規定を船員保険法施行規則第百五十九条の三及び国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）第十五条の二において準用する場合を含む。）の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を零とする。

○厚生労働省告示第百八十八号

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第百三十四条の四第一項第二号及び第三号（これらの規定を船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第百五十九条の四及び国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）第十五条の三において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和八年度における出産育児一時金等の支給に要する費用の見込額の算定に関して厚生労働大臣が定める率を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年四月八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

令和八年度における出産育児一時金等の支給に要する費用の見込額の算定に関して厚生労働大臣が定める率

区分	率
健康保険法施行規則第百三十四条の四第一項第二号（船員保険法施行規則第百五十九条の四及び国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令第十五条の三において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働大臣が定める率	一・〇〇〇〇
健康保険法施行規則第百三十四条の四第一項第三号（船員保険法施行規則第百五十九条の四及び国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令第十五条の三において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働大臣が定める率	〇・九四〇〇

交付の対象事業	事業内容	研究類型
1　政策科学総合研究事業	人文・社会科学系を中心とした人口・少子化問題、社会保障全般及び厚生労働統計に関する研究の推進、社会保障を中心とした厚生労働行政施策の企画立案及び効率的な推進、統計・情報の整備及び利用の総合的な推進、情報通信技術を用いた医療情報の臨床研究等への活用の推進、人工知能の医療への応用並びに保健医療分野の倫理的・法的・社会的課題の解決に資することを目的とする研究事業	一般公募型 指定型 戦略型 若手育成型
（略）	（略）	（略）

2～17　（略）

（研究報告書の公表）

第18条　厚生労働大臣は、第16条第２項の研究報告書又は同条第３項の総合研究報告書の全部又は一部を印刷その他の方法により公表するものとする。

附　則

第十六条第一項の規定に基づきその日までに研究者等が事業実績報告書又は事業年度終了実績報告書を厚生労働大臣に提出すべきこととされる日（以下「提出期限日」という。）が令和三年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に到来する場合にあっては、同項の規定にかかわらず、研究者等は当該報告書を提出期限日から起算して一年を経過した日までに提出しなければならないこととする。